

よくあるご質問(Q&A)

<p>組合員って何ですか？</p>	<p>協同組合は、みんなで出資し、みんなで運営し、みんなで利用する組織です。</p> <p>その協同組合に出資し、運営し、利用する方を組合員といい、「正組合員」と「准組合員」に分けられます。</p> <p>農業に従事する方は「正組合員」として、農業に従事しない方は「准組合員」として JA に加入できます。</p>
<p>組合員は誰でもなれるのですか？</p>	<p>「正組合員」に加入するための主な要件は下記のとおりです。</p> <p>《個人》</p> <ol style="list-style-type: none">① ご住所又は従事する農業にかかる土地・施設が当 JA の地区内にあり、5 アール以上の土地を耕作している方、又は年間 30 日以上農業に従事している方② 地区内に事務所又は、その経営にかかる土地がある農業を営む法人(一定規模以上のものを除く) <p>《法人》</p> <p>※加入要件が異なりますので支店へお問合せ下さい</p> <p>「准組合員」に加入するための主な要件は下記のとおりです。</p> <p>《個人》</p> <ol style="list-style-type: none">① 当 JA の地区内にお住まいで、当 JA のサービスを継続してご利用いただける方② 当 JA の地区内に勤務している方で、当 JA で貸出、貯金、購買、共済のいずれかの事業を 1 年以上継続して利用している方(住所地は問いません)③ 当 JA の地区外にお住まいで、当 JA の購買、販売のいずれかの事業を 1 年以上継続して利用している方(住所地は問いません) <p>《法人》</p> <p>※加入要件が異なりますので支店へお問合せ下さい</p>
<p>組合員でないと JA は利用できないのですか？</p>	<p>組合員だけの特典など、一部ご利用いただけないサービスがありますが、基本的に JA のサービスは、どなたでもご利用になれます。</p>
<p>准組合員は正組合員とどう違うのですか？</p>	<p>准組合員は、正組合員と違い、組合運営にかかる議決権や選挙権などはありません。しかし、事業の利用に関しては、正組合員と同等のサービスを受けることができます。</p>
<p>「出資金」は、何に使われるのですか？</p>	<p>出資金は、JA の資本として、長期的・安定的な運営のために使われています。</p>

加入の手続き

組合員資格要件をご確認のうえ、最寄りの支所店窓口にて加入希望とお申し出ください。なお、出資1口の金額は1,000円となります。

正組合員・準組合員

1口 1,000円 ~ 3,000口 3,000,000円

1. 組合員加入申込書に必要事項をご記入のうえ、本人確認書類とあわせて支所店窓口へお申し付けください。
2. 書類を確認のうえ、組合員加入の審査をさせていただきます。
3. 加入の手続きができましたら、組合員加入承諾書を郵送します。

必要なもの

- 本人確認書類(運転免許証、パスポート等)
- 当JAの普通貯金通帳(お持ちでない方は別途お申し込みが必要になります)およびお届印

※法人・団体の場合は別途必要な書類があります。支店窓口へお問合せ下さい。

脱退の手続き

脱退希望であることを、加入手続きをいただいた支所店窓口へお申し出ください。また、組合員たる資格を喪失した場合(地区外への転居・死亡等)についても脱退となります。

脱退理由により以下のいずれかの手続きが必要となります。なお、お預かりしていた出資金については、その額を限度として払い戻しいたします。(原則、出資金の払い戻し時期は、翌年総代会終了後となります)

任意脱退	年度末(1月末日)の60日前(11月の最終営業日)までにお申し出いただければ、お申し出いただいた年度の末日(1月末日)において脱退となります。
法定脱退	(地区外への転居・死亡等の)事実が発生することにより脱退となりますので、速やかにお申し出ください。

必要なもの

- 本人確認書類(運転免許証、パスポート等)
- 認印

その他届出事項の変更について

組合員加入後、以下の時は必ずご加入の支所店へご連絡ください。

住所が変更になった	住所変更手続き又は脱退手続きが必要です。
氏名が変更になった	氏名変更手続きが必要です。
組合員本人が亡くなった	法定脱退となりますので、相続手続きおよび脱退手続きが必要です。
組合員資格が喪失又は変更になった	脱退手続き又は資格変更手続きが必要です。
法人の代表者が変更になった	代表者変更の手続きが必要です。